

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・**延長**・その他）

No	9	府省庁名 <u>農林水産省</u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望 項目名	農用地利用集積等促進計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の延長	
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）に基づく農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理機構が農用地等の権利の設定・移転について所有権等を有する者全員の同意を得て、農業委員会等の意見を聴いた上で作成し、都道府県知事の認可・公告により、農用地等の権利の設定・移転の効果が生じる。</p> <p>また、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号。以下「福島特措法」という。）において、原子力被災12市町村の営農再開及び農地集積を促進する観点から、従来市町村が作成していた農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画について、各市町村長に代わり福島県知事が農用地利用集積等促進計画を作成できるよう措置。</p> <p>・特例措置の内容 機構法又は福島特措法に基づく農用地利用集積等促進計画によって農用地区域内の土地を取得した場合の不動産取得税の課税標準の算定については、①取得土地が農用地区域内にある場合は、取得土地価格の1/3相当額を控除、②農用地区域内にある土地の交換による取得の場合は、交換により失った土地価格と取得土地価格の1/3相当額のいずれか多い額を控除する特例措置が講じられる。</p>	
〔関係条文〕	〔 地方税法附則第11条第1項 〕	
減収 見込額	<p>[初年度] — (▲59) [平年度] — (▲59)</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p>	

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 担い手への農地集積・集約化と農地の確保</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>① 農林水産省では、令和3年5月25日の「人・農地など関連施策の見直しについて（取りまとめ）」において、農地の貸借を促進するルートは、農地バンクを経由する手法を軸とするなど、地域の農地について、地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿（目標地図）の実現に向けた賃借等を、強力に促進する措置を講ずることを公表したところである。</p> <p>② この方向性に基づき、令和4年5月に成立した、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）において、 ア 人・農地プランを法定化（地域計画）し、地域の話し合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化し、 イ 地域内外から受け手を幅広く確保し、農地バンクを活用した農地の集約化等を進めていくこととしている。</p> <p>③ 本改正に伴い、地域計画の実現等に資するため、農地バンクが地域の農用地等の大宗を積極的に引き受け、一元的に配分できるよう、農用地利用集積計画・農用地利用配分計画を統合し、農用地の利用権設定等や、農作業の受委託も対象とした「農用地利用集積等促進計画」が創設された。</p> <p>④ 農用地利用集積等促進計画は、機構法に基づき意欲ある農業者に対する農地の利用集積を促進することにより、効率的かつ安定的な農業経営を育成していくという政策効果を有するものである。今後とも農地の集約化等を進める意欲ある担い手の農業経営の発展を支援していくために、農用地利用集積等促進計画による農地取得の際の費用負担を軽減する本特例措置を引き続き継続していく必要がある。</p> <p>⑤ 意欲ある担い手に対する農地の利用集積については、各種法令等にて次のとおり規定等されている。</p> <p>ア 食料・農業・農村基本法 第二十一条 国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、営農の類型及び地域の特性に応じ、農業生産の基盤の整備の推進、農業経営の規模の拡大その他農業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>第二十三条 国は、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積、農地の効率的な利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>イ 食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定） 「農業構造の展望」における望ましい農業構造の姿として、担い手への農地集積が8割であることを明記。</p> <p>ウ 農業経営基盤強化促進法第31条 国及び都道府県は、この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律に基づく措置の円滑な実施のために必要な助言、指導、資金の融通のあっせん、経費の補助その他の援助を行うように努めるものとする。</p> <p>エ 日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定） 今後10年間で、全農地面積の8割が、「担い手」によって利用され、産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを現状全国平均比4割削減し、法人経営体数を5万人とする。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 担い手への農地集積・集約化と農地の確保</p>
	政策の達成目標	今後10年間で、全農地面積の8割が、「担い手」によって利用される。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間延長
	同上の期間中の達成目標	担い手の利用する農地面積の割合を8割（現状は約6割）に拡大していく。
	政策目標の達成状況	令和4年3月末における担い手への農地集積率は58.9%となっている。
有効性	要望の措置の適用見込み	(令和5年度見込み) 適用件数：13,845件
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	<p>令和5年度の農地の有償所有権移転見込件数（約49千件）のうち、農用地利用集積等促進計画における有償所有権移転見込件数（約14千件）の占める割合は約3割となる見込み。</p> <p>また、令和5年度の農用地利用集積等促進計画による有償所有権移転見込件数（約14千件）のうち、本特例措置の適用となる件数は約13.8千件となる見込みであり、農用地利用集積等促進計画による農用地の円滑な権利移動を促し、日本再興戦略（平成25年6月14日）に掲げる目標達成に寄与する。</p> <p>※ 令和5年度の見込みは、平成29年度～令和元年度の実績から推計。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	農用地利用集積等促進計画により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減（登録免許税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	農地中間管理機構が行う農地買入等に要する借入資金に係る利子助成（農地中間管理機構事業の令和4年度予算額35億円の内数）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>担い手が利用する面積が全農地の8割となるよう農地集積を推進する。</p> <p>農地中間管理機構の農地取得に伴う負担軽減を図り、担い手の円滑な農地取得を実現するために、予算上の措置は農地中間管理機構に対して買入資金に係る利子を助成し、税制は担い手が農地を取得する場合の不動産取得税を軽減するという役割分担となっている。</p>

	要望の措置の 妥当性	<p>農地を取得する場合には、その購入に多額の資金が必要となることに加え、登記手数料や各種租税公課等により相当の費用負担が生じる中、その税負担を軽減することは、農地取得を促進するためのインセンティブとなるものであり、また、税制措置は、毎年の予算額に左右される補助事業に比べて、適用期限内であれば確実に適用できるため、農業者が安心して規模拡大等に取り組むことができることから、手段としての確かつ有効なものである。</p> <p>なお、本特例措置の適用対象は、機構法に基づく農用地利用集積等促進計画の場合は、農地中間管理機構が作成し、都道府県知事が認可・公告する公的な計画に基づく土地の譲渡であり、福島特措法に基づく農用地利用集積等促進計画の場合は、福島県知事が作成、認可及び公告する公的な計画に基づく土地の譲渡である。</p> <p>また、農用地としての利用が確保される農用地区域内の土地に限定しており、政策目標達成のために必要最小限の措置となっている。</p>
--	---------------	--

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>適用実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>28 年度</th> <th>29 年度</th> <th>30 年度</th> <th>元年度</th> <th>2 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件 数</td> <td>12,766</td> <td>13,404</td> <td>13,637</td> <td>13,934</td> <td>15,396</td> </tr> <tr> <td>減税額（百万円）</td> <td>58</td> <td>55</td> <td>57</td> <td>57</td> <td>68</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	件 数	12,766	13,404	13,637	13,934	15,396	減税額（百万円）	58	55	57	57	68
区 分	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度														
件 数	12,766	13,404	13,637	13,934	15,396														
減税額（百万円）	58	55	57	57	68														
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>① 適用総額の種類 課税標準（不動産の価格）</p> <p>② 適用実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>30 年度</th> <th>元年度</th> <th>2 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用総額（千円）</td> <td>1,888,909</td> <td>1,905,958</td> <td>2,255,834</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	30 年度	元年度	2 年度	適用総額（千円）	1,888,909	1,905,958	2,255,834										
区 分	30 年度	元年度	2 年度																
適用総額（千円）	1,888,909	1,905,958	2,255,834																
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>令和元年度の農地の有償所有権移転件数（49,132 件）のうち農用地利用集積計画による移転件数（14,728 件）の占める割合は約 3 割となっており、農用地利用集積計画による有償所有権移転件数（14,728 件）のうち、約 9 割（13,934 件）が本特例措置の適用対象となっている。 ※有償所有権移転件数は、「令和元年 農地の権利移動・借賃等調査」により算出。</p> <p>特に、北海道のように、農地の売買価格が収益還元価格に近い地域においては、売買による担い手への農地の集積・集約化が定着しており、担い手による農地の購入ニーズがあるものの、直ぐに資金を確保できない場合など、農地を譲渡したい離農者等から一旦機構が買入れ、その後担い手に売り渡す形で集積することができる。</p> <p>従来の個々の要望に応じた農用地利用集積計画による相対の権利設定を重ねても予定調和的に集約化等を実現することは困難であることから、地域計画の実現等に資するため、今般の基盤法等改正に伴い、農地バンクが地域の農用地等の大宗を積極的に引き受け、一元的に配分するための農用地利用集積等促進計画を創設したところ。これは、担い手への更なる農地の集約化等に寄与するものであり、担い手の農地取得の際の費用負担を軽減することができる本措置は手段として有効である。</p>																		
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>今後 10 年間で、全農地面積の 8 割が「担い手」によって利用される。</p>																		
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>令和 4 年 3 月末における担い手による農地の利用面積は約 256 万 ha、全耕地面積（約 435 万 ha）に占める割合は約 6 割（58.9%）にとどまっている。今後も税制措置や予算措置等のあらゆる手段を活用して目標達成を図る必要がある。</p>																		
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和 56 年に特例措置が認められて以来、2 年ごとに適用期限の延長を要望 令和 3 年 福島特措法の農用地利用集積等促進計画に基づくものについて所要の措置 令和 4 年 農業経営基盤強化促進法等の改正を前提に、機構法の農用地利用集積等促進計画に基づくものについて所要の措置</p>																		